

2024年12月2日
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

各位

「責任ある機関投資家としての議決権行使の考え方」の改定について

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(取締役社長:菱田賀夫)は、2025年1月株主総会から適用する「責任ある機関投資家としての議決権行使(国内株式)の考え方」を改定しました。

今回の議決権行使ガイドラインの主な改定内容は下記の通りです。改定の主なポイントは、取締役の選任において、3期連続で業績(ROE)基準を充足しない場合の取扱いについて、ROEの判定値を厳格化するとともに、資本コストや株価を意識した経営を促す観点から新たにPBRを導入し、2つの指標により評価する基準に変更したこと、取締役会の構成、取締役の選任において、反対対象者の見直しを実施したこと、株主提案において、主な提案内容に対する賛否判断基準を明文化したことです。

改定内容は下記の通りです。

変更項目	改定内容
取締役会の構成、取締役の選任	<ul style="list-style-type: none"> 3期連続で業績(ROE)基準を充足しない場合の取扱いについて、ROEの判定値をTOPIX構成企業の上位75%タイルから上位2/3タイルに引き上げる*とともに、新たにPBRを導入し、2つの指標により評価する基準に変更 不祥事など有事の際に重大なガバナンス不全が認められる場合、エンゲージメントの内容次第では、適切な対応が認められない社外取締役や指名委員である取締役に反対する可能性があることを明記 政策保有株式を過大に保有されている企業に対して、エンゲージメントを実施したにもかかわらず状況に改善がみられない場合、取締役選任議案に反対する可能性があることを明記 取締役選任議案における反対対象者を変更
株主提案	<ul style="list-style-type: none"> 主な提案内容に対する行使判断基準を追加 役員報酬の個別開示を求める議案に対する考え方を、原則賛成に変更

*本判定値の引き上げは、役員報酬および役員賞与に係る議案の原則基準についても適用

詳しくは、以下サイトをご参照ください。

<https://www.smtam.jp/company/policy/voting/>

以上